

マンションにペット飼育と狂犬病などの予防接種に関する問題の解決について理事会の対応

2022年10月15日(土)

メロディーハイム武蔵浦和プライムフィールド管理組合
第15期 理事会15期 第4回 理事会議事録(報告書)

第15期 第2回理事会からの継続審議事項

ペット問題は、未提出者から2022年10月12日に狂犬病の接種済み(2022年5月18日接種)診断書の提出がありましたので、この件は全件完了しました。

今回の件で外部関係部署の主なコメントが得られたことで管理組合の対応でよかったと評価します。

「さいたま市保健福祉局 保健部 動物ふれあいセンター」管理指導係官(管理指導係 主任(獣))

「狂犬病は終わった過去の病気ではなく、世界中で日本は奇跡的に今日の状況があり、世界的には大変恐ろしい病気と認識されている。健康診断で狂犬病の抗原検査がないので、狂犬病か否かはわからないが、狂犬病のワクチン接種は義務であり、犬の首輪(犬鑑札、注射済票)も義務である。年1回のワクチンが義務であることから医師が診断書を出すのはそのことを施した結果の照明となるものです。」

また、さいたま市保健福祉局保健部の管理指導官から、「必ず管内の警察署に相談するようにしてください。」とのアドバイスを受け、埼玉県浦和警察署・生活安全部で状況を聞きました。

埼玉県浦和警察署・生活安全部

「さいたま市保健福祉局保健部と連携して、狂犬病未接種を摘発、接種を徹底化する」

① 前回理事会からの継続審議事項

ペット問題の今後の進めについて「ペット問題でアンケート調査を実施、申請未提出者などについて、提出を求めたが現時点(2022年9月2日現在)で「ペット飼育申請書等の書類」の未提出者は1名です。

既に本人に対してペット飼育申請書の提出催告状をお送りしましたが、前回の第2回理事会に本人が出席し、意見を述べました。

意見の概要は次の通り。

話の冒頭で、以前、バイクでマンションを出たところで自動車と衝突した件で本人とわかる掲示をされた、これは個人情報違反に当たり、訴えることができる旨の発言がありました。

今回のペット飼育申請書を出したくない理由として次の様な意見の表明がありました。

「診断書を出すということ」に対してそんな規則のあるマンションを知らない。自分は他に、2戸マンションを所有しているが、そんな規則は無いとの発言があった。また、医師の診断書は8千円かかる。

その際、「今更狂犬病なんて話ですよ。」と相槌を求める発言がありました。

また、今回、提出しないということで個人名が掲示された場合は、個人情報保護法に照らして理事会を訴えることができる旨の発言がありました。

前回理事会では、本人の発言の中で全理事、監事が理解出来る状況にはなかったため、理事長が関係各所と調整を図ることを含め継続審議としました。

次は、その後の理事長の活動報告です。

居住者の冒頭発言(バイク事故の掲示)については、理事長以外は確たる記憶がなく、理事会終了後、【第4期・第8回 理事会議事録 開催日時:平成24年3月10日(土)10:15~12:00 場所:コミュニティスペース】を全員に閲覧をお願いし、特に個人情報の記載がないことを確認しました。

また、狂犬病対策は「昭和二十五年法律第二百四十七号 狂犬病予防法」に基づくことであり、理事会内での判断ではないことから、「さいたま市保健福祉局 保健部 動物ふれあいセンター」を訪問しました。

管理指導係官（管理指導係 主任（獣））に相談したところ、「マンションの管理規則はさいたま市当局としては関わることではないので、その是非は判断しません。狂犬病は終わった過去の病気ではなく、世界中で日本は奇跡的に今日の状況があり、世界的には大変恐ろしい病気と認識されている。健康診断で狂犬病の抗原検査がないので、狂犬病か否かはわからないが、狂犬病のワクチン接種は義務であり、犬の首輪（犬鑑札、注射済票）も義務である。年1回のワクチンが義務であることから医師が診断書を出すのはそのことを施した結果の照明となるものです。」

相談の最後に、さいたま市保健福祉局保健部の管理指導官から、「必ず管内の警察署に相談するようにしてください。」とのアドバイス（指示）を受けましたので、埼玉県浦和警察署・生活安全部で状況を聞きました。

さいたま市保健福祉局保健部と連携して、狂犬病未接種を摘発、接種を徹底化することのことでした。

以上のことで、マンション管理組合の理事長の理解としては、さいたま市保健福祉局保健部の管理指導官の発言を受け、当該マンション居住者の発言として「健康診断が1回8千円かかる」ということだが、狂犬病ワクチンを接種することはペットを飼う人（マンション、一軒家を問わず）の義務となっております。

その費用がもたないのであれば、ペット飼育を止めるのが「法」の主旨と理解しました。

また、違反者は法により20万円の罰金が科される事項であることを理解しました。

厚生労働省の home page 狂犬病 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou10/>

狂犬病

狂犬病とは発生状況施策紹介啓発ツール

狂犬病予防法が制定される1950年以前、日本国内では多くの犬が狂犬病と診断され、ヒトも狂犬病に感染し死亡していました。このような状況のなか狂犬病予防法が施行され、犬の登録、予防注射、野犬等の抑留が徹底されるようになり、わずか7年という短期間のうちに狂犬病を撲滅するに至りました。この事例を見ても、犬の登録や予防注射が狂犬病予防にいかに重要な役割を果たすかが理解できます。

現在、日本では、犬などを含めて狂犬病の発生はありません。

しかし狂犬病は、日本の周辺国を含む世界のほとんどの地域で依然として発生しており、日本は常に侵入の脅威に晒されていることから、万一の侵入に備えた対策が重要となっております。

万一狂犬病が国内で発生した場合には、素早くしっかりと発生拡大とまん延の防止を図ることが非常に重要となります。

そのためには、犬の飼い主一人一人が狂犬病に関して正しい知識を持ち、飼い犬の登録と予防注射を確実に行うことが必要であり、そうすることによって公衆衛生の向上と公共の福祉の増進に寄与しているということ飼主の方にはしっかりと自覚していただくことが望まれます。

昭和二十五年法律第二百四十七号 狂犬病予防法

第五章 罰則

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の規定に違反して検疫を受けない犬等（第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条及び次条において同じ。）を輸出し、又は輸入した者
- 二 第八条第一項の規定に違反して犬等についての届出をしなかつた者
- 三 第九条第一項の規定に違反して犬等を隔離しなかつた者

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条の規定に違反して犬（第二条第二項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条において同じ。）の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかつた者
- 二 第五条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかつた者
- 三 第九条第二項に規定する犬等の隔離についての指示に従わなかつた者
- 四 第十条に規定する犬に口輪をかけ、又はこれをけい留する命令に従わなかつた者
- 五 第十一条の規定に違反して犬等を殺した者
- 六 第十二条の規定に違反して犬等の死体を引き渡さなかつた者

- 七 第十三条に規定する犬の検診又は予防注射を受けさせなかつた者
 - 八 第十五条に規定する犬又はその死体の移動、移入又は移出の禁止又は制限に従わなかつた者
 - 九 第十六条に規定する犬の狂犬病のための交通のシャ断又は制限に従わなかつた者
 - 十 第十七条に規定する犬の集合施設の禁止の命令に従わなかつた者
- 第二十八条 第十八条第二項において準用する第六条第四項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

以上の状況判断から、現在の未提出者に対してどのように勧告をするかを本日の議題とします。

なお、本件について、先に、皆さん（理事・監事）の資料を配布した後、監事さんから次のようなアドバイスをいただきました。

若狭様

おはようございます、604小杉です。

ペットの件の資料、お疲れ様でした。

拝読し、感じたことをお伝えさせていただきます。

あの書面で、先般の理事会にて例の居住者の発言を蒸し返すと、「言った言わない」論になり、先般のように揚げ足を取ってくるように思います。

例の居住者に送る書面としては、

①飼育届けの提出(ワクチンと検診)は現状のマンション規約で決まっているので、守られない場合は理事会としては然るべき対応を取らざるを得ないこと。

②その上で、規約に納得がいけないなら、総会に諮り規約変更が可能であること。

を知らせる内容でよいのではないかと思います。

ご検討ください、宜しくお願いいたします。

暑い日が続きますね、お互いに熱中症等には気を付けましょう。

604号室 小杉

貴重なご意見をいただきました。

ご指摘は大変明確であり、その主旨に従い次のような理事会決定にしたいと考えます。

皆様のご意見を願います。

居住者 様

お世話になっております。

さて、2022年9月3日（土）に開催しました第15期第3回理事会に出席いただきご意見を賜りました。この理事会で審議しました結果、次の様に意見をまとめましたのでお知らせいたします。

① 管理組合は理事会規定および関連規則に従い、理事・監事の役割を果たしてまいります。

その立場から、「メロディーハイム武蔵浦和プライムフィールド管理組合規約ペット飼育規則」に沿って判断と決定をさせていただきました。

理事会としては、ペット飼育規則に従い、提出すべき書類の提出がございませんので、現在のペットのマンション内での飼育について許可をすることができません。

また、その旨を理事会決定事項として報告・掲示をさせていただきます。

2022年9月30日までに所定の書類の提出を求めます。

② 前項に日時までに必要書類の提出がない場合、残念ながら、「規則」に従い、ペットの飼育中止を指示し、その旨を理事会決定として、掲示させていただきます。

③ この理事会の決定のもとになった「規則」が不適切、無用と判断された場合は、マンションの居住者は誰でもが「規定・規則」の改廃を提案することができます。マンション全体総会を招集して提案をすることは可

能です。ただし、今回の決定事項は、②の通り実施いたします。

④ 管理規則による「ペットの飼育中止」指示に従わない場合、マンション管理組合は、「昭和二十五年法律第二百四十七号 狂犬病予防法」の日本国民の義務違反があり、罰金20万円の罰則違反者を知っていながら隠匿していることとなりますので、「さいたま市保健福祉局 保健部 動物ふれあいセンター」および管内警察署「埼玉県浦和警察署・生活安全部」に実名を伝えることとなります。

参考資料

「メロディーハイム武蔵浦和プライムフィールド管理組合規約ペット飼育規則」関係分抜粋

第8条（飼育許可の取消）

管理組合は、飼育者がこの規則に違反した場合および理事会が相当と認める場合には、飼育者に対し飼育の中止を指示することができる。

2 居住者は、特定の飼育者による飼育の中止を、管理組合に申請することができる。

3 前項の申請は、理由を記した飼育中止申請書（別に定める様式）をもって、ペットクラブを經由して管理組合に提出するものとする。

4 前項の書面の提出にあたり、ペットクラブは、管理組合に対して、参考意見を述べることができる。

居住者 様

お世話になっております。

さて、2022年9月3日（土）に開催しました第15期第3回理事会に出席いただきご意見を賜りました。この理事会で審議しました結果、次の様に意見をまとめましたのでお知らせいたします。

① 管理組合は理事会規定および関連規則に従い、理事・監事の役割を果たしてまいります。

その立場から、「メロディーハイム武蔵浦和プライムフィールド管理組合規約ペット飼育規則」に沿って判断と決定をさせていただきました。

理事会としては、ペット飼育規則に従い、提出すべき書類の提出がございませんので、現在のペットのマンション内での飼育について許可をすることができません。

また、その旨を理事会決定事項として報告・掲示をさせていただきます。

2022年9月30日までに所定の書類の提出を求めます。

② 前項に日時までに必要書類の提出がない場合、残念ながら、「規則」に従い、ペットの飼育中止を指示し、その旨を理事会決定として、掲示させていただきます。

③ この理事会の決定のもとになった「規則」が不適切、無用と判断された場合は、マンションの居住者は誰でもが「規定・規則」の改廃を提案することができます。マンション全体総会を招集して提案をすることは可能です。ただし、今回の決定事項は、②の通り実施いたします。

④ 管理規則による「ペットの飼育中止」指示に従わない場合、マンション管理組合は、「昭和二十五年法律第二百四十七号 狂犬病予防法」の日本国民の義務違反があり、罰金20万円の罰則違反者を知っていながら隠匿していることとなりますので、「さいたま市保健福祉局 保健部 動物ふれあいセンター」および管内警察署「埼玉県浦和警察署・生活安全部」に実名を伝えることとなります。

参考資料

「メロディーハイム武蔵浦和プライムフィールド管理組合規約ペット飼育規則」関係分抜粋

第8条（飼育許可の取消）

管理組合は、飼育者がこの規則に違反した場合および理事会が相当と認める場合には、飼育者に対し飼育の

中止を指示することができる。

2 居住者は、特定の飼育者による飼育の中止を、管理組合に申請することができる。

3 前項の申請は、理由を記した飼育中止申請書（別に定める様式）をもって、ペットクラブを經由して管理組合に提出するものとする。

4 前項の書面の提出にあたり、ペットクラブは、管理組合に対して、参考意見を述べるることができる。

前回理事会でペットの無届及び狂犬病等の対応等が不明な事例があることからアンケートを実施することをお伝えしました。

その結果、先に行いましたペットに関するアンケートに基づき、第15期第1回理事会で審議決定に従い、ペット飼育に関わる書類が未提出の方々に必要書式をお送りしました。

1名を除き、ペット飼育提出がありました。

未提出者が理事会への出席を要望したため、出席を求めて、本人の発言をお伺いしました。

本人の発言について、過去のマンション理事会の行為・マンションペット規則や規則に記載されていることの意味合い、医者診断書を要求されていること、狂犬病の予防注射の是非など、内容的に理事・監事がある場で回答するには十分な資料を有していないこともあり、本人の退出後、審議の結果、理事長が関係各所との調整を図るなどの対応策をとることを確認し、次回理事会審議にすることにしました。

※ 理事会の後、過去の理事会の行為の事実確認、マンションにおけるペット規則の是非、医者診断書の意味合い、狂犬病予防接種の法的根拠および関連法例（狂犬病予防法）などについて関係各所を訪問し、また情報を入手して理事・監事で共有を図りました。

本人に対して催告状をお送りしました。

なお、本件については、理事長と甲田管理員の2名のみの取扱情報となっております。

前回理事会でペットの無届及び狂犬病等の対応等が不明な事例があることを報告、審議しました。

審議の結果、ペット問題の今後の進めについて「ペット問題でアンケート調査を実施、申請未提出者などについて、提出を求めました。結果、6月24日現在、「ペット飼育申請書等の書類」の未提出者は1名です。

本人に対して別紙の催告状をお送りしています。理事会限定で本人の氏名を記入した催告状を開示します。

先に行いましたペットに関するアンケートに基づき、第15期第1回理事会で審議決定に従い、ペット飼育に関わる書類が未提出の方々に必要書式をお送りしました。

おかげさまで1名を除き提出がありました。

なお、本件については、理事長と甲田管理員の2名のみの取扱情報となっております。

未提出	()号室	()様	分類	種類
-----	-------	------	----	----

2022年6月8日現在で未提出の方へ提出催促のお願いです。

至急、該当用紙を管理組合ポストに提出をお願いします。

未提出の場合は、6月25日（土）開催の今期第3回理事会に報告審議し、管理組合として「**ペット飼育の禁止通告と部屋番号・氏名**」を掲示・告示せざるを得ません。

既にお渡ししておりますペット飼育規則・書類を添付します下記書式に必要事項を記入のうえ、提出をお願いします。（下記：様式等は省略）

ペット問題の今後の進めについて

ペット問題でアンケート調査をしましたので報告と審議をします。

アンケート結果、感想・意見交換、今後の進め方について

アンケート提出者の状況

提出者 28名 飼育申請書提出者 19名 申請書未提出者 9名 (未提出率 47%)

管理組合としての対応策

- ① 申請書の未提出者へは必要書類を渡し、提出をお願いします。

様式例 ペット飼育申請書・ペット飼育誓約書 (規則第3条第2項、第3項)

様式例 ペット飼育許可証 (規則第3条第4項)

様式例 登録・予防注射・健康診断報告書 (規則第5条第5項)

- ② 過去に飼育申請書類が出ているが、現在の状況が不明な2名のアンケート未提出者には、現在の飼育状況の

確認と、飼育していない場合は、「様式例 ペット飼育中止届」(規則第3条第5項)の提出を求めます。

- ③ 理事会にペット担当を設置し、

併せて、ペット飼育者による「ペットクラブ」の設置と三役(クラブ長、副長、書記)を選定してもらいます。

今後、「ペットクラブ」は年間数度の三役会議と年一度の総会を実施してもらい、

開催報告書を管理組合に提出し、総会開催案内、三役選出については、掲示するものとします。

当面の上記作業は、管理員と理事長が作業を行います。理事会のペット担当指名は第2回理事会で検討します。

ペット飼育規則

ペットの飼育に関し、本マンションに居住する組合員および占有者(以下「居住者」という)が守るべき事項について、規約第19条に基づき次のとおり規則を定める。

第1条(飼育動物の制限)

本マンションにおいて飼育できる動物の種類は、次のとおりとする。

一 犬および猫

- 二 小鳥、齧歯類(リス・ハムスター・ハツカネズミ等)、観賞魚、昆虫等の籠もしくは水槽内で飼育する小動物

2 犬および猫を飼育する場合は、次の制限を遵守するものとする。

- 一 成長時の体高がおおむね40cm以内

- 二 1住戸あたり2匹以内

3 爬虫類(亀類を除く)、鳩類その他自治体条例等で飼育の許可を必要とする動物および管理組合の指定する動物は、飼育してはならない。

第2条(ペットクラブ)

本マンションに「ペットクラブ」を設置する。

- 2 ペットクラブは、居住者のうち犬および猫を飼育する者(以下「飼育者」という)全員により組織する。

- 3 ペットクラブは、犬および猫の飼育に関する問題を審議するものとする。飼育者は、飼育に関する責任を連帯して負うものとする。



る。

第 3 条 (飼育の手続き)

犬および猫の飼育を希望する者は、管理組合に対して申請を行い、許可を得なければならない。

2 前項の申請は、ペット飼育申請書 (別に定める様式) により、ペットクラブを経由して管理組合に提出するものとする。

3 飼育の申請を行う場合は、ペット飼育申請書に次の書類を添付しなければならない。

一 ペット飼育誓約書 (別に定める様式)

二 犬の場合は法に定められた登録および狂犬病予防注射が行われていることを証する書類

4 管理組合は、前2項に掲げる書類の審査を行い、飼育内容が適正であると認めるときは、ペット飼育許可証 (別に定める様式) およびラベル (別に定める様式) を交付するものとする。

5 前項に基づき許可されたペットの飼育を中止する場合は、ペット飼育中止届 (別に定める様式) をペットクラブを経由して管理組合に提出しなければならない。

第 4 条 (飼育の明示)

飼育者は、前条第4項に定めるラベルを玄関に貼り付けなければならない。

2 犬を飼育する場合は、保健所が交付するラベルを併せて貼り付けなければならない。

第 5 条 (予防注射等)

犬の飼育者は、法で定められた登録および年1回の狂犬病予防注射を行わなければならない。

2 飼育者は、獣医師による定期的な健康診断を年1回以上受けさせなければならない。

3 管理組合から指示された場合、前項以外の動物を飼育する者も、獣医師による健康診断を受けさせなければならない。

4 第1項の登録および予防注射ならびに第2項・第3項の健康診断の結果を、管理組合に報告しなければならない。

5 前項の報告は、健康診断等報告書 (別に定める様式) をもって、ペットクラブを経由して管理組合に提出するものとする。

第 6 条 (遵守事項)

飼育者は、良識ある飼育に努めるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

一 専有部分内で飼育すること

二 バルコニー等で給餌、排便、ブラッシング、抜け毛の処理等をしないこと。また窓を開けたままで住戸内でブラッシングしないこと

三 敷地およびエントランスホール、エレベーター、開放廊下、階段等の共用部分においては、首輪をして引き紐でつないだ上で抱きかかえるかケージに入れて運ぶこと

四 エレベーターにペットを同乗させる場合、先に利用者のあるときは、同意を得て同乗させること

五 ヒーリングガーデン (中庭)、車路等の敷地および共用部分において遊ばせないこと

六 動物の習性を理解し、運動不足による無駄吠え、発情期における鳴き声のないよう注意すること

七 その他、他の居住者の迷惑となる行為をしないこと

第 7 条 (ペット足洗場に関する事項)

飼育者は、ペット足洗場の使用に関し、次の事項を遵守しなければならない。

一 ペット足洗場の運営については、ペットクラブが行うものとし、利用についてはペットクラブの指示に従うこと

二 ペット足洗場は、長時間の使用はできないこと

三 使用中は、引き紐でつなぎ、ペットが逃げ出さないよう十分注意すること

四 ペット足洗場は、ペットの足の洗浄もしくはペットを入れる籠・水槽等の清掃の場合のみ利用できるものとする

五 ペットの排泄物の水洗をしないこと

六 利用時は節水を心がけ、利用後、使用者は水栓のハンドルを閉め、清掃等後始末をすること

七 他の共用部分において第四号に定める行為をしてはならないこと

八 共用部分等に損害を与えた場合には、すみやかに管理組合に届け出るものとし、自己の責任と負担において原状回復その他の方法により、損害を賠償しなければならないこと

第 8 条 (飼育許可の取消)

管理組合は、飼育者がこの規則に違反した場合および理事会が相当と認める場合には、飼育者に対し飼育の中止を指示することができる。

2 居住者は、特定の飼育者による飼育の中止を、管理組合に申請することができる。

3 前項の申請は、理由を記した飼育中止申請書 (別に定める様式) をもって、ペットクラブを経由して管理組合に提出するものとする。

4 前項の書面の提出にあたり、ペットクラブは、管理組合に対して、参考意見を述べることができる。

第 9 条 (損害賠償)

飼育者は、自己の飼育する動物が、他の居住者または第三者もしくは建物等に対して傷害、汚損、破損等の損害を与えた場合、その責任を負い、誠意をもって損害の賠償等、問題解決にあたるものとする。

第10条 (身体障害者補助犬)

居住者が、盲導犬、介助犬および聴導犬（以下「身体障害者補助犬」という）を必要とする場合は、管理組合および居住者は、身体障害者補助犬の必要性に十分配慮するものとする。

2 身体障害者補助犬については、次に掲げる項目の適用を除外する。

一 第1条第2項

二 第6条第三号

第11条 (規則の改廃等)

本規則の改廃は、総会の決議による。

2 本規則に定めのない事項については、理事会で協議し決定する。

附 則

一 第3条第2項、第3項、第5項、第5条第5項および第8条第3項にかかわらず、ペットクラブが設置されるまでの間、ペットクラブを経由して管理組合に提出する申請および届出は、管理組合に直接提出するものとし、第7条のペット足洗場の運営は管理組合が行うものとする。

二 本規則は、最先引渡日から効力を発する。

様式例 ペット飼育申請書・ペット飼育誓約書（規則第3条第2項、第3項）

ペット飼育申請書

ペット飼育誓約書

私は、ペットの飼育にあたっては法定事項および飼育規則を遵守し、他に危害・迷惑をかけないことを誓います。万一違反した場合は、飼育を禁止されても異議を申し立てません。

様式例 ペット飼育許可証（規則第3条第4項）

ペット飼育許可証

様式例 ペット飼育中止届（規則第3条第5項）

ペット飼育中止届

様式例 登録・予防注射・健康診断報告書（規則第5条第5項）

健康診断等報告書

様式例 飼育中止申請書（規則第8条第3項）

飼育中止申請書

飼育ペット一覧表

2022年

4月

申請有無	部屋番号	氏名	種類	犬・猫種名	飼育頭数	
有			犬	マルチーズ	1	1
無			犬・猫	犬(コーギー) 猫()	各1	2
無			猫	ラグドール	2	3
有			犬	フレンチブルドック・ボストンテリア	各1	4
有			犬	チワワ	1	5
有			犬	トイプードル	1	6
無			猫	()	1	7
有			犬	パピヨン	1	8
有			犬	ピーグル	1	9
有			猫	メインクーン	1	10
有			犬	トイプードル	1	11
無			犬	チワワ	1	12
無			犬	トイプードル	1	13
無			犬	トイプードル	1	14
有			犬	チワワ	1	15
無			猫	スコッティッシュホールド	2	16
有			犬	チワワ	1	17
有			犬	柴犬	1	18
有			犬	トイプードル	1	19
有			犬	ヨークシャテリア	1	20
有			犬	ヨークシャテリア	1	21
有			犬	ヨークシャテリア	1	22
無			犬	ピーグル	1	23
有			犬	ミニチュアダックスフンド	1	24
有			犬	ミニチュアダックスフンド	1	25
無			犬	ジャックラッセルテリア	1	26
有			犬	トイプードル	1	27
有			犬	トイプードル	1	28

アンケート未提出者(飼育申請書提出済)

申請有無	部屋番号	氏名	種類	犬・猫種名	飼育頭数	
有			犬	パピヨン	1	29
有			猫	アメリカショートヘア	1	30

アンケート提出者の状況

提出者 28名 飼育申請書提出者 19名 未提出者 9名 (未提出率 47%)

対応策 未提出者へ書類を渡し、提出を指示します。

アンケート未提出者には、現在飼育していない場合は、「様式例 ペット飼育中止届」(規則第3条第5項)「ペット飼育中止届」の提出を求めます。

理事会にペット担当を設置し、併せて、ペット飼育者による「ペットクラブ」の設置と三役(クラブ長、副長、書記)を選定してもらい、最低、年間数度の三役会議と年一度の総会を実施してもらい、開催報告書を管理組合に提出し、総会開催案内、三役選出については、掲示するものとする。